

約款 対比表

平成 25 年 3 月 25 日

(赤字部分は追加、~~赤字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第 36 条 (解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1) お客様が当社に対して解約の申し入れをしたとき</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(3) 第 42 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p> <p>(4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>以下、(5) ～ (16) 省略</p>	<p>第 36 条 (解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1) お客様が当社に対して解約の申し入れをしたとき</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(3) 第 42 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p> <p>(4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(5) 当社が法人のお客様の実質的支配者の本人特定事項等の確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(6) 法人のお客様が実質的支配者の該当の有無等に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>以下、(5) (7) ～ (16) (18) 省略</p>
平成 24 年 4 月 23 日	平成 25 年 4 月 1 日